



遠賀町職員の給与公表

遠賀町職員の給与や特別職の報酬、職員数、定員管理の状況などを公表します。

●問い合わせ 人事秘書係 ☎093-293-1234(代表)

1. 人件費 (普通会計決算額)

年度	人口(人)	歳出額(千円) A	人件費(千円) B	人件費率 B/A(%)
令和3年度	19,115	9,398,015	1,054,623	11.2
令和4年度	19,031	9,599,791	1,094,119	11.4
令和5年度	18,911	9,380,811	1,062,703	11.3

※人件費には、町長や議員などの特別職職員(非常勤含む)に支給される給料や報酬などを含む

2. 一般職職員給与費 (令和6年度一般会計当初予算)

職員数 (人) A	給与 給料	給与 職員手当	給与 期末・ 勤勉手当	計 B	1人当たり 給与費(千円) B/A
122	450,721	70,543	179,928	701,192	5,747

※職員手当には、退職手当・児童手当を含まない

3. 職員の平均給料月額と平均年齢 (令和6年4月1日現在)

区分	一般行政職	国
平均給料月額	311,047円	323,823円
平均年齢	42.2歳	42.1歳

※一般行政職とは、行政職のうち税務職と保健師職の職員を除いたもの

4. 職員の初任給 (令和6年4月1日現在)

職種	区分	遠賀町	国
一般行政職	大学卒	国に同じ	220,000円
	高校卒	194,500円	188,000円

5. 一般行政職の級別職員数 (令和6年4月1日現在)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な 職務内容	主事 主事補	主任	主査	係長 企画主査	課長 課長補佐	課長	
職員数(人)	14	13	28	35	4	10	104
構成比(%)	13.5	12.5	26.9	33.7	3.8	9.6	100.0

※級別職員数は、一般行政職のうち再任用常勤職員・任期付常勤職員を除く

6. 期末・勤勉手当 (令和6年度)

区分	遠賀町		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	国に同じ	国に同じ	1.225月分	1.025月分
12月期	国に同じ	国に同じ	1.275月分	1.075月分
計	国に同じ	国に同じ	2.5月分	2.1月分

7. 退職手当 (令和6年4月1日現在)

区分	遠賀町		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	国に同じ	国に同じ	19.67月分	24.58688月分
勤続25年	国に同じ	国に同じ	28.04月分	33.27075月分
勤続35年	国に同じ	国に同じ	39.758月分	47.709月分
最高限度額	国に同じ	国に同じ	47.709月分	47.709月分

8. 職員手当 (令和5年度普通会計決算額)

区分	総支給額(千円)	内容(月額)
扶養手当	11,302	子 10,000円 配偶者・その他 6,500円
住居手当	7,445	持家 0円 借家 28,000円限度
通勤手当	5,180	交通機関利用 55,000円限度

9. 特別職職員の報酬など (令和6年度)

区分	職名	報酬等月額	期末手当
給料	町長	775,000円	6月期 1.5月分 12月期 1.5月分 計3.0月分 ※20%の加算有
	副町長	627,000円	
	教育長	590,000円	
報酬	議長	346,000円	
	副議長	291,000円	
	常任委員長	281,000円	
	議会運営委員長	281,000円	
	議員	272,000円	

10. 部門別職員数 (各年4月1日現在)

区分		職員数(人)		対前年 増減数(人)
		令和5年	令和6年	
一般行政部門	議会	3	3	0
	総務企画	39	35	△4
	税務	8	10	2
	民生	23	27	4
	衛生	10	10	0
	農林水産	5	5	0
	商工	3	3	0
	土木	14	14	0
	小計	105	107	2
特別行政部門	教育	12	12	0
普通会計 計		117	119	2
公営企業等部門	国民健康保険	2	2	0
	後期高齢	1	1	0
	介護保険	2	1	△1
	下水道	7	7	0
	小計	12	11	△1
合計		129	130	1

※職員数は、退職者・派遣職員・出向職員・再任用常勤職員・任期付常勤職員を含み、臨時的任用職員・会計年度任用職員を除く

11. 職員数の推移 (各年4月1日現在)

区分	年度	平成30	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
増減数(人)		4	2	4	1	0	△2	1
職員数(人)		124	126	130	131	131	129	130

※職員数は、退職者・派遣職員・出向職員・再任用常勤職員・任期付常勤職員を含み、臨時的任用職員・会計年度任用職員を除く

※事務改善委員会などで、機構・定数および事務事業の見直しを行い、職員の効率的配置により適正化に努めています。

Onga
お知らせ
News

令和7年度 就学援助 (新入学学用品費以外)

遠賀町
ホームページ



町内の小・中学校に子どもが就学する上で、各種費用の支払いが経済的に困難な保護者に対し、学用品費や給食費、修学旅行費、校外活動費を援助します。

※給食費や校納金などの納付を免除・減額するものではありません。

※4月から新1年生となる小・中学生を対象とした「新入学学用品費」の援助を希望する場合は、別途、申請が必要です。

●対象 生活保護法による教育扶助を受けていない人のうち、次のいずれかに該当する人

▷生活保護法に定められた要保護者と同程度に困窮している(世帯全員の所得額により基準が異なります)

▷非課税世帯である

▷特に援助の必要があると認められる

●申請方法 学校教育課窓口で配布する申請用紙を提出

※遠賀町ホームページからもダウンロードできます。

●申請期限

援助を希望する前月末日(土・日曜日、祝日を除く)

※4月からの援助を希望する場合は3月31日(月)

●その他

▷世帯全員分(同世帯)の所得情報が必要となりますので、収入の有無に関係なく町県民税(住民税)の申告を必ず行ってください。(勤務先などで年末調整をした人は不要)

▷令和7年1月2日以降に遠賀町に転入した人は、学校教育課窓口で相談してください。

▷町外の小・中学校に通学している場合は、学校がある市町村で申請してください。

▷詳しくは遠賀町ホームページで確認してください。

●申請・問い合わせ

学校教育係

☎093-293-1372



Onga
お知らせ
News

投票へ行こう！ 3月23日(日)は福岡県知事選挙の投票日です

遠賀町
ホームページ



遠賀町で投票できる人

次のいずれかに該当する、平成19年3月24日までに生まれた人

▷令和6年12月5日までに町内に転入し、引き続き町内に住んでいる

▷3カ月以上引き続き町内に住んだ後、令和6年11月5日以降に県内の他市町村へ転出した

※転出先の選挙人名簿に登録されていない人のみ投票できます。

※転出から4カ月以上経過した場合は投票できません。

※転入先の役場などで交付される「引き続き県内に住所を有する証明書」を持参すると、円滑に投票できます。

投票できる人には入場券はがきが届きます

住所地に入場券はがき(1人1枚)を郵送しますので、投票時には忘れずに持参してください。

※入場券はがきが届かなくても、選挙人名簿に登録されていれば投票することができます。

※入場券はがきを紛失などした場合も、運転免許証など本人確認ができるものを提示すると投票できます。

※町内全ての有権者へ郵送するため、同一世帯でも同じ日に郵送されないことがあります。

投票日時・場所

●日時 3月23日(日) 7:00～20:00

●場所 入場券はがきに記載の投票所

期日前投票ができます

仕事や旅行などやむを得ない理由で、投票日当日に投票所に行くことができない人は、期日前投票ができます。

●期間

3/7(金)～3/22(土) 8:30～20:00

●場所 遠賀町中央公民館

※期日前投票に行く人(付添人含む)は、下の乗車券で遠賀町コミュニティバスに無料で乗車できます。

選挙公報を配布します

3月21日(金)までに各世帯へ配布します。届かない場合は、遠賀町選挙管理委員会へ連絡してください。

その他

不在者投票や郵便投票など、詳しくは遠賀町ホームページで確認してください。

●問い合わせ 遠賀町選挙管理委員会

☎093-293-1234

皆さんの清き一票
を投票しよう！



福岡県知事選挙

遠賀町コミュニティバス
乗車券(1人分)

期日前投票期間中、行きのみ有効
3月7日(金)～3月22日(土)

福岡県知事選挙

遠賀町コミュニティバス
乗車券(1人分)

期日前投票期間中、行きのみ有効
3月7日(金)～3月22日(土)

※投票日当日は対象外です。

※最寄りのバス停は「遠賀町役場前」または「中央公民館前」です。
※乗車券が足りない場合はコピーして利用してください。(遠賀町ホームページからもダウンロードできます)

※帰りの乗車券は期日前投票所で受け取ってください。